

吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテ幹部会規約

第一条【役割】

幹部会は吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテ規約第一八条その他吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテ規約に定める役割を行う。

第二条【組織、責任】

- 一 幹部会は代表たる会長及びその他の幹部を以って、これを組織する。
- 二 幹部会は、運営について、総会に対し連帯して責任を負う。

第三条【運営事務の分担管理、無任所幹部】

- 一 幹部は左に定める通り役職として、運営事務を分担する。
- 二 前項の規定は、事務を分担管理しない幹部の存するところを妨げるものではない。

第三条の二【会長】

- 一 会及び会員の行動全般に責任を負い、吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテ規約の理想に基づいた活動が出来る環境を提供する。
- 二 幹部を代表して議案を総会に提出し、運営について総会に報告し、並びに幹部各部を指揮監督する。
- 三 他団体との交渉をすること。但し、事前に、時宣によっては事後に、幹部会の承認を経ることを必要とする。
- 四 幹部会を主宰する。またその最終決定権を有する。

第三条の三【副会長】

- 一 二名選出し、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 二 新入会員、客員、講師などの世話をする。

第三条の四【総務】

- 一 運営事務の統括として事務系係を指揮監督する。
- 二 会の広報活動を行う。

第三条の五【庶務】 削除。

第三条の六【会計】

会の会計管理を行う。

第三条の七【渉外】 削除

第三条の八【企画】

- 一 会の行事、演奏会事業の統括として、企画系係を指揮監督する。
- 二 演奏会の広報活動を企画、実行する。

第三条の九【ライブラリアン】 削除

第三条の一〇【正指揮者、副指揮者】

- 一 練習計画、内容を決定し、指導する。
- 二 吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテ規約第三六条に従い選曲を行う。
- 三 会員から正指揮者及び副指揮者を選出出来ない場合、幹部会の承認を経た上で、外部指導者へ委託することが出来る。この場合、前項の役割は音楽担当幹部が担う。

第三条の一【音楽】

- 一 運営、練習において正指揮者、副指揮者を補佐し、正指揮者、副指揮者不在の場合はこれを代行する。

- 二 会の音楽政策の統括にあたり、音楽系係とパートリーダーを指揮監督する。

第三条の一二【監事】

- 一 幹部会に属さない会員から二名選出し、会の運営、会計を監査する。
- 二 監事の選出は幹部会の指名と本人の合意により就任し、任期は一年とする。再任は妨げない。

第四条【幹部会】

- 一 幹部がその役割を行うのは幹部会によるものとする。
- 二 幹部会は会長がこれを主宰する。
- 三 幹部は案件を問わず、会長に提出して、幹部会を求めることが出来る。

第四条の二【幹部会の審議事項】

幹部会は左の事項を審議する。

- 一 総会提出議案。
- 二 会の運営。
- 三 その他重要な事項。

第四条の三【緊急を要する案件】

幹部会の審議を待てない緊急を要する案件は会長、総務、指揮の三役によりこれを審議することができる。この場合、事後に幹部会の承認を経ることを必要とする。

第五条【幹部会の代表】

会長は、幹部会を代表して規約案、会計報告その他の議案を総会に提出し、運営について総会に報告する。

第六条【幹部各部の指揮監督】

会長は幹部会にかけて決定した方針に基づいて、幹部各部を指揮監督する。

第六条の二【裁定】

幹部各部の間における責務の範囲について問題が発生した場合は、会長が幹部会にかけて、これを裁定する。

第六条の三【中止】

会長は幹部各部の決定を中止し、幹部会の処置を待つことができる。

第七条【幹部の辞任】

幹部の辞任は、幹部会の承認によりこれを行うことができる。

第八条【幹部の臨時代理】

役職につく幹部に事故あるとき、又は役職に就く幹部が欠けたときは、会長又はその指定した幹部が、臨時に、その責務を行う。

第九条【幹部の兼任】

監事以外の幹部に限り、幹部会の承認を経た上で他の役職を兼任することができる。

付則（平成一〇・一一・一一）

この規約は平成十年十一月一日から、これを施行する。

付則（平成一一・三・一九）

平成一二年四月一日より第四条の三【緊急を要する案件】を施行する。

平成一二年四月一日より第六条の二【裁定】を施行する。

平成一二年四月一日より第六条の三【中止】を施行する。

付則（平成一七・三・二七）

平成一七年四月一日より第三条【運営事務の分担管理】を【運営事務の分担管理、無任所幹部】に改正する。

平成一七年四月一日より第三条の一〇【指揮】を【常任指揮、指揮】に改正する。

付則（平成二〇・三・二）

平成二〇年四月一日より第三条の五【庶務】を削除する。

平成二〇年四月一日より第三条の七【渉外】を改正する。

平成二〇年四月一日より第三条の八【企画】を改正する。

付則（平成二二・二・一四）

平成二二年三月一日より第三条の一〇【常任指揮、指揮】を【正指揮者、副指揮者】に改正する。

付則（令和三・五・二）

令和三年六月一日より第三条の三【副会長】を改正する。

令和三年六月一日より第三条の四【総務】を改正する。

令和三年六月一日より第三条の七【渉外】を削除する。

令和三年六月一日より第三条の八【企画】を改正する。

令和三年六月一日より第三条の九【ライブラリアン】を削除する。

令和三年六月一日より第三条の一〇【正指揮者、副指揮者】を改正する。

令和三年六月一日より第九条【幹部の兼任】を施行する。